

沖縄県立病院DX推進業務委託 企画提案仕様書

第1 委託業務名

沖縄県立病院DX推進業務委託

第2 委託期間

契約締結日から令和8年3月17日までとする。

第3 業務目的

人口減少・少子高齢化が深刻さを増し、生産年齢人口の減少が進行すると見込まれていることを踏まえ、限られた医療資源のなか、持続的かつ安定した病院運営を行うための方策の一つとして、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を図る必要がある。

また、「県立病院ビジョン」や「沖縄県立病院経営強化計画」においても、オンライン診療の導入や電子カルテの統一といった、ICT活用の方向性が示されており、DXは沖縄県立病院の目指すべき姿の実現及び経営の強化に資する重要な取組である。

こうした背景を踏まえ、DXによる職員の業務負担の軽減、効率的な人員配置の検討、オンライン診療の導入、国の医療DXへの対応に向けた支援を行うことを本業務の目的とする。

第4 業務内容

令和6年度に行ったDX推進に向けた基礎調査の結果等を踏まえ、DXによる職員の業務負担の軽減、効率的な人員配置の検討、オンライン診療の導入、国の医療DXへの対応に向けた支援を行うこと。

1 職員の業務負担の軽減に向けた支援

(1) ICTを活用した取組の検討を行うこと

- ① 既存業務の課題の洗い出し、整理等
- ② 費用対効果を踏まえた取組の優先順位付け

(2) その他必要な事項

※なお、看護部においては、チームコンパスを導入し、業務改善に取り組んでいることから、この取組と重複することがないように配慮すること

2 効率的な人員配置の検討支援

(1) 共通業務のセンター化等の可能性調査を行うこと

(2) その他必要な事項

3 国が進める医療DXへの対応支援

- (1) 沖縄県立6病院及び16附属診療所における対応状況の整理
- (2) 沖縄県立6病院及び16附属診療所における今後の対応についての提案
- (3) その他必要な事項

4 オンライン診療の導入に向けた支援

(1) 通信環境調査

- ① 沖縄県立6病院及び16附属診療所を対象に、既存の通信回線(回線種別、通信速度、エリア状況等)の現状調査を行うこと
- ② 調査結果を基に、既存の通信回線において対応可能なオンライン診療の内容、対応が困難な内容を整理すること。対応が困難な内容については、これらを実現するために必要な通信環境等の要件の整理、通信回線等の提案を行うこと

(2) オンライン診療の実証実験の支援

沖縄県立6病院及び16附属診療所のうち、対象2施設間において、4K映像を用いたオンライン診療の実証実験の支援を行うこと。対象施設は現状未定

① ハード面の整備

実証実験に必要な機器(4K対応カメラ及びモニター、スピーカー、マイク等)のリース及び操作マニュアルの作成

② ソフト面の整備

ア 診療報酬、施設基準、制度等の要件整理

イ 医師、看護師、事務職等の業務フローの作成

③ 実証実験における課題及び改善点並びに成果のとりまとめを行うこと

(3) その他必要な事項

5 (仮称)沖縄県立病院DX推進計画(素案)の作成支援

- (1) 上記1, 2, 3の各取組を推進するための計画(素案)を作成すること
- (2) その他必要な事項

6 会議の運営支援

- (1) 上記1, 2, 3, 4の各取組の推進、5の計画(素案)の作成に係る会議の運営を行うこと

① 検討体制の提案

② 会議の進め方及び開催回数の提案

③ 関係資料の作成及び説明等

(2) その他必要な事項

7 スケジュール管理支援

会議・打ち合わせを含めた具体的な業務実施スケジュールを作成して、進捗管理を行うこと

8 その他、委託業務の実施にあたって必要な事項

- (1) 本委託業務を遂行するにあたっては、現地対応を基本とするが、効率的、効果的な業務遂行のため、オンラインの活用等も可能であること。
- (2) 本委託業務において、関係者間の情報共有を円滑かつ迅速に行うため、委託者が利用しているチャットツールを利用すること。チャットツールの利用にあたっては、次のとおりとする。
 - ① 委託者は受託者にチャットツールのアカウントを付与すること。
 - ② チャットツールのアカウント費用は委託者が負担するため、受託者の負担は無いこと。
 - ③ 受託者は、別添「業務用チャットツールの利用に関する運用要領」を遵守すること。
 - ④ 受託者のチャットツールの利用は、本委託業務が完了した月の末日までとすること。

第5 実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託者との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

第6 成果物

- 1 本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。
 - (1) 委託業務報告書A 4版（3部）
 - (2) その他委託者が必要と認める書類等
 - (3) 上記（1）及び（2）の電子データ（CD-R 1枚）
- 2 提出期限は、令和8年3月17日（火）とする。なお、別途、委託者が期日を定めて納品を求めた場合には、委託者の指示に従うものとする。
- 3 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。
- 4 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- 5 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第7 再委託の禁止について

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別

な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務
企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ 再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務
その他、委託者が再委託により履行することができると決定した業務

4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○ その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、委託者が簡易と決定した業務

第8 協議について

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合については、委託者と協議し、委託者の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。